

高松港台風・津波等災害防止対策協議会会則第3条第1号の規定に基づき、次のとおり高松港台風・津波等災害防止対策措置要領を定める。

高松港台風・津波等災害防止対策措置要領

制定 平成25年5月15日
改正 平成27年8月26日
改正 平成28年6月10日
改正 令和3年6月25日

1 目的

高松港（港域の境界付近を含む。以下同じ。）に影響を与える台風、津波、発達した低気圧等により、海難及び災害の発生が予測される場合に、関係者が措置すべき事項を明示し、もって「高松港台風・津波等災害防止対策協議会（以下「協議会」という。）会則」に定める目的を達成するものとする。

2 対策の実施

協議会の会員（以下「会員」という。）は、高松港長（以下「港長」という。）からの注意喚起及び勧告に従い、次のとおり台風等による海難及び災害の防止のための諸対策を実施する。

(1) 台風対策

イ 台風に関し港長から注意喚起が発せられた場合は、これに従い必要な措置を実施する。

ロ 台風に関し港長から勧告が発せられた場合は、別表1「台風災害防止措置」に定める措置を実施する。

(2) 津波対策

イ 地震・津波に関し港長から注意喚起が発せられた場合は、これに従い必要な措置を実施する。

ロ 気象庁から津波注意報、津波警報（津波・大津波）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表された場合は、発表時をもって港長から勧告等が発せられたものとし、別表2「津波災害防止措置」及び別表3「南海トラフ地震臨時情報に伴う措置」に定める措置を実施する。

(3) 発達した低気圧等対策

イ 発達した低気圧等に関し港長から注意喚起が発せられた場合は、これに従い必要な措置を実施する。

ロ 発達した低気圧等に関し港長から勧告が発せられた場合は、別表4「発達した低気圧災害防止措置」に定める措置を実施する。

3 情報の伝達等

(1) 情報の伝達

協議会の事務局は、港長が発した注意喚起及び勧告を別表5「高松港台風・津波等情報伝達名簿」(以下「情報伝達名簿」という。)により、会員に対して電話、ファックス等で確実に伝達するものとする。

(2) 気象情報等の把握

会員は、気象庁が発表する気象情報等及び港長が発する注意喚起又は勧告の情報に留意するものとする。

(3) 情報伝達名簿の更新

会員は、「情報伝達名簿」に変更があった場合は、その都度変更事項等を協議会の事務局に連絡するものとする。

4 留意事項

(1) 自主安全基準の遵守

船舶は、本要領によるほか、事業所等が定める安全管理規程等を遵守するものとする。

(2) 通信手段の確保等

船舶は、国際VHF16c hを常時聴守するとともに、船舶電話等の通信手段を確保するものとする。

また、AISを搭載する船舶は、常時AISを作動させ、適正な入力を行うものとする。

(3) 避難状況の連絡

避難船舶は、自船の避難状況、台風・津波等の状況及び台風・津波等来襲後の異常の有無等について、できる限り関係者に連絡するものとする。

(4) 避難船舶の遵守事項

① 避難船舶は、見張りを強化するとともに、レーダー等で自他船の位置を監視し、他船との衝突、乗揚げ、走錨防止に努める。

② 避難船舶は、機関を用意し、直ちに運航できる態勢を保持し、他船との衝突、乗揚げ、走錨防止に努める。

(5) 会員の支援

会員は、本要領による措置の徹底を図るため、必要な支援、協力を行うものとする。

附則 本要領は、平成25年5月15日から施行する。

平成27年8月26日付、別表1を改正する。

平成28年6月10日付、別表2を改正する。

令和3年6月25日付、別表1、別表2、別表3、別表4を改正する。